

武蔵野市商店会活性出店支援金のご案内

【令和8年度 申請要領】

本事業は、空き店舗の長期化を防ぎ、商店会の活性化に寄与する事業者、さらに創業者をサポートする制度として、産業の振興と商店会の活性化に寄与する事業者を支援します。

■支給の対象となる事業者 次の1～10のすべてに該当することが必要です。

1	中小企業者、小規模企業者、個人事業者または会社以外の法人*であること。 ※会社以外の法人…公益法人等（法人税法別表第二に該当）またはその他の法律により公益法人等とみなされる法人（NPO法人等）で、従業員規模が中小企業基本法上の中小企業と同程度のもの。
2	令和8年4月1日から令和9年3月31日までに市内の空き店舗または空き事務所を賃借または転借して事業を開始するものであること。
3	対象地域の商店会または武蔵野市中央地区商店連合会に加入すること。 ※商店会が組織されていない地域では武蔵野商工会議所に入会すること。
4	事業を1年以上継続することが見込まれること。
5	市内から市内の別の地域への移転でないこと。
6	住民税の滞納がないこと。
7	事業を営むにあたり、法令の規定に違反していないこと。
8	暴力団等の反社会的勢力または反社会的勢力と関係を有するものでないこと。
9	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗特殊営業でないこと。
10	その他市長が不適当と認める者でないこと。

■支給額

①事業開始時
20万円または30万円*

②事業開始後6か月経過時
20万円または30万円*

※創業者に該当する方は、各30万円支給します。創業者の定義については2ページをご確認ください。

■申請方法

申請期間	① 令和8年4月1日（水）から令和9年3月31日（水）【事業開始時】 ② 事業開始後6か月経過時から令和9年10月4日（月）【6か月経過時】 ※事業開始時と事業開始後6か月経過時それぞれ申請が必要です。
申請方法	受付は、郵送または窓口で行います（郵送の場合、締切日の消印有効）。 【郵送先】〒180-8777 武蔵野市緑町2-2-28 産業振興課 商店会活性出店支援金担当 宛 【窓口】武蔵野市役所7階 産業振興課（平日8時30分から17時まで）
申請書類の入手方法	申請書類は、市ホームページからダウンロード可能です。 また、以下の施設でも配布しています。 武蔵野市役所7階 産業振興課、武蔵野市役所1階受付、 吉祥寺市政センター、中央市政センター、武蔵境市政センター、 武蔵野商工会議所



お問い合わせ	武蔵野市 市民部産業振興課 商店会活性出店支援金担当 電話 0422-60-1832 受付時間 平日 午前8時30分～午後5時15分
--------	--

■申請書類【事業開始時】 事業開始時に必要となるもの

1	申請書兼請求書	第1号様式
2	賃貸借契約書または転貸借契約書の写し	全ページの写し
3	店舗又は事務所の営業開始日及び営業を開始したことが分かる書類の写し	営業許可書等。許可が必要ない場合は、ホームページまたはSNSの写し、チラシ、パンフレット、店舗（事務所）の外観・内観写真等。
4	履歴事項全部証明書の写し ※法人が申請する場合のみ	3か月以内に発行されたもの
5	事業実施計画書・商店会加入確認書	第2号様式（商工会議所に入会の場合は、收受印がある入会申込書の写しもご提出ください。）
6	月別収支計画書	第3号様式または月別の収支計画が分かる書類
7	住民税の納税証明書（原本）	法人：法人住民税（前期分） 個人：個人住民税（令和7年度） ※法人設立1期目等で法人住民税の納税証明書が取得できない場合は、法人代表者の個人住民税の納税証明書
8	誓約書兼振込依頼書	第4号様式
9	通帳の写し	通帳の1ページ目（振込先が分かるページ）
10	開業等の届出書の写し ※個人が創業者として申請する場合のみ	受信通知または税務署への提出日を記入したもの

■申請書類【事業開始後6か月経過時】 事業開始後6か月経過したときに必要となるもの

1	申請書兼請求書	第5号様式
2	事業開始から6か月分の家賃の支払いが確認できる書類の写し	事業開始時から6か月分の家賃を支払ったことが確認できる通帳や領収書等の写し
3	事業実施報告書・商店会加入確認書	第6号様式
4	月別収支報告書	第7号様式または月別の収支状況が分かる書類
5	誓約書兼振込依頼書	第4号様式
6	通帳の写し	通帳の1ページ目（振込先が分かるページ）

■本事業における創業者の定義

個人事業主の場合は「事業の開始日」、法人の場合は「設立の日」から起算して、店舗（事務所）の営業を開始した日から5年を経過していない事業者のうち、下記のいずれかに該当する方。

- ・特定創業支援等事業の認定を受けた方
- ・むさしの創業・事業承継サポートネットの個別相談を1回以上受講した方

※個別相談の日程やご予約の詳細は、ホームページ（右記）からご確認ください。



■注意点

- ・同年度の申請は、1事業者につき1回までです。
- ・法人の場合は、法人のご実印を使用してください。
- ・虚偽の記入、誓約内容違反等により、支援金を返還していただく場合があります。
- ・社会福祉法人は、「社会福祉法人に対する助成の手続に関する条例」の申請書等により申請してください。
- ・手書きする場合は油性ボールペン等消えないものでご記入ください。訂正等の場合は訂正等箇所申請書兼請求書の申請者欄で使用した代表者印を押印してください。修正テープは使用できません。

商店会活性出店支援金(令和8年度)支給の流れ

令和8年4月1日～令和9年3月31日までに市内の空き店舗(事務所)で事業を開始



① 申請(事業開始時) 申請期間: 令和8年4月1日～令和9年3月31日



審査

支給決定(通知書発送)

不支給決定(通知書発送)

支援金振込(20万円または30万円)

② 申請(事業開始後6か月経過時) 申請期間: 事業開始後6か月経過時～令和9年10月4日



審査

支給決定(通知書発送)

不支給決定(通知書発送)

支援金振込(20万円または30万円)

③ 帳簿等の整理保管(5年間)

支給申請に係る書類と事業開始日から1年間の事業の収支状況を明らかにした書類を、支給を受けた年度の翌年から5年間保管。

Q & A（令和8年度）

○ 令和8年3月31日に事業を開始しましたが、対象にならないのですか？

対象になりません。令和8年4月1日以降に事業を開始した方が本事業の対象です。なお、空き店舗（事務所）を借りた月が4月1日以前でも、事業開始日が4月1日以降であれば対象になります。

○ 令和7年度に商店会活性出店支援金の支給を受けたが、令和8年度も新たに空き店舗（事務所）に出店をした。令和8年度の商店会活性出店支援金の対象になりますか？

対象になります。令和2年度から令和6年度までのいずれかに支援金の支給を受けていても同様に対象です。ただし、令和8年度中の申請については、1事業者につき1回までです。

○ 親会社（第三者等）が賃借している物件を転借しています。だれが申請すればよいですか？

原則、転借人の方が申請してください。1つの物件に対し、2人以上からの申請はできません。詳しくは商店会活性出店支援金担当までお問合せください。

○ 前入居者の退去後すぐ入居する場合でも対象になりますか？

対象になります。

○ 新築物件の店舗（事務所）も対象になりますか？

対象になります。

○ 居住しているマンションの一室（一住戸）を事務所として使用する場合は対象になりますか？

対象になりません。ただし、契約書等で、住宅部分と店舗（事務所）部分が明確に区別できることを確認できる場合は対象になります。

○ 自己所有のビルで事業を開始する場合は対象になりますか？

対象になりません。賃貸借または転賃借していることが条件となります。

○ レンタルオフィスを利用して出店する場合は対象になりますか？

対象になりません。空き店舗（事務所）の所有者から賃貸借または転賃借する場合は対象です。詳しくは商店会活性出店支援金担当までお問合せください。

○ 商店会が組織されていない地域で事業を開始した場合は対象になりますか？

商店会が組織されていない地域では、商工会議所に入会すれば対象になります。

○ 市外から市内へ店舗（事務所）を移転する場合は対象になりますか？

対象になります。また、市内から市内への移転は対象になりませんが、追加出店する場合は対象になります。

○ 倉庫や駐車場として事業を開始する場合は対象になりますか？

対象になりません。本事業は産業の振興と商店会の活性化を目的としているため、対象になりません。

○ 事業開始後1年間以上継続できなかった場合は、支援金を返還する必要がありますか？

原則として返還していただきます。